

いまさら聞けない行政用語

市町村民税の控除について

調査部研究員 高松 敏朗

1. はじめに

「控除」とは、一般的には「ある金額から一定の金額を差し引く」ことを示す用語です。制度としては所得税法や地方税法等に定められています。この用語は給与からの天引きや、年末調整・確定申告等の手続きの際に使用されています。市町村においては「控除」によって算定した市町村民税額等を基にして、使用料等を算定しているケースがあります（「4. 住民の生活に配慮した控除の活用」参照）。税務経験のない職員の方は、市町村民税額等の算定の基準である控除の内容について具体的に考えてみる機会は少ないのではないのでしょうか。そこで今回は、税制における控除に着目し、なるべく多くの職員の方に知ってもらうため、市町村の主たる税である市町村民税の控除について、給与所得者を例に説明します。

2. 「控除」の種類

控除には、課税額を求めるにあたっての「給与所得」を算出するために、所得税法に基づき給与収入から差し引く「給与所得控除」と、所得税法や地方税法等の法令に基づき給与所得控除後の金額から差し引くことによって課税標準を算定する「所得控除」、この課税標準に税率を掛け、その税額から差し引くことによって課税額を算定する「税額控除」の3つがあります。

給与所得者の課税額を算定するための控除について、式を用いて説明すると図表1及び図表2のようになります。

図表1 課税額算定のための控除の関係 ①
給与所得控除^[1]

$$\begin{aligned} & \text{給与収入} - \text{給与所得控除} \\ & = \text{給与所得（給与所得控除後の金額）} \end{aligned}$$

図表1のように、「給与所得控除」は年収に応じた一定の割合を、給与所得者の必要経費として優先的に課税対象から外すために、給与収入から差し引くことを目的としています。その上で、図表2のように課税標準を基に課税額を算定します。

図表2 課税額算定のための控除の関係 ②
所得控除と税額控除^[2]

$$\begin{aligned} & (\text{給与所得} - \text{所得控除}) = \text{課税標準（課税対象金額）} \\ & \text{課税標準} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{課税額} \end{aligned}$$

主な「所得控除」「税額控除」を下図で示します。（図表3）

図表3 市町村民税における所得控除・税額控除の種類の一例^[3]

所得控除	物的控除	①社会保険料控除
		②小規模企業共済等掛金控除
		③生命保険料控除
		④地震保険料控除
		⑤雑損控除
		⑥医療費控除
所得控除	人的控除	⑦寡婦（寡夫）控除
		⑧勤労学生控除
		⑨障害者控除
		⑩配偶者控除
		⑪配偶者特別控除
		⑫扶養控除
		⑬基礎控除
税額控除		⑭配当控除
		⑮外国税額控除
		⑯住宅借入金等特別控除
		⑰調整控除

3. 所得控除と税額控除

ここからは「所得控除」・「税額控除」の目的と、市町村民税から差し引く代表的な控除の種類について説明します。

「所得控除」は、社会生活を営む上で必要な「生活に係る必要経費」を課税対象から外すためのものです。「所得控除」には図表3の①～⑬の種類があります。

そのうち①～⑥の「物的控除」は、生命保険料や地震保険料等の掛金、資産等に受けた損害のために納税者が支払った一定の支出のうち、全額または一定の金額を所得から差し引くものです。中でも⑥医療費控除は、納税者本人や家族が病気やケガの治療のために1年間に支払った医療費のうち一定の金額を所得から差し引くことによって、税負担を軽減させます。

さらに⑦～⑬の「人的控除」は、納税者である本人や配偶者・扶養親族等、世帯の生活実態や生活状況に応じた一定の金額を所得から差し引くものです。中でも⑨障害者控除は、障害の有無、程度及び世帯構成によって、一般障害者・特別障害者・同居特別障害者と区分されており、一定の金額を所得から差し引くことによって税負担を軽減させ、世帯の支出の増加に配慮する制度です。

一方⑭～⑰の「税額控除」には、⑭の「配当控除」のように法人税等との二重課税防止のために課税額から外したり、⑯のいわゆる住宅ローン控除と呼ばれる、租税特別措置法によって定められ、所得税では控除しきれなかった額を市町村民税から差し引くことで、住宅の取得や改修をした購入者の負担を軽減させるもの等があります。⑰の「調整控除」は、地方税法に定められ、市町村民税と所得税において人的控除額に差額があることによる納税者の負担額増を解消させるものです。

このほか、「税額控除」には租税特別措置法等によって定められた様々な控除があります。

4. 住民の生活に配慮した控除の活用

「1. はじめに」で述べたように、市町村では

「控除」を活用して使用料を算定しているケースがあります。

例えば、保育料の算定は、世帯の給与所得から市町村民税の控除等を用いて算定した市町村民税所得割額を基準にしています。(図表4)

図表4 市町村民税所得割額と控除の関係(例:保育料)^[4]

$$\begin{aligned} & (\text{給与所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{調整控除} \\ & = \text{市町村民税所得割額} \end{aligned}$$

※調整控除以外の税額控除(住宅ローン控除や配当控除等)の差し引きの有無は市町村ごとに異なります。

子の年齢や就労時間等を加味して国が子ども・子育て支援法施行令で定める水準の保育料を限度額とし、市町村が別途条例等に、上記の所得割額に応じた階層別の基準を設定して算定しています。

つまり、控除を用いて算定された基準が、住民の様々な生活状況や世帯員の状況等に応じた調整弁として機能しているわけです。これはまさに、住民が所得に応じた保育料負担で保育所を利用できるよう、市町村が住民生活に配慮した施策の一つと言えます。

5. おわりに

冒頭に述べたように、税制における「控除」は法令に既に算定方法が示されていることもあり、直接市町村が関与できない部分です。しかし、使用料等については、市町村が課税額等をもとにして別途基準を定め、調整弁として機能させることで、住民生活の安定を図ることができるのです。

このように、「控除」の考え方をすることは、市町村職員の業務知識の基礎として有益です。税務経験のない職員の方でも、知っていれば一人ひとりの市民の生活状況に配慮しながら日々の業務に取り組むことができるのではないのでしょうか。是非、本稿を参考にさせていただきたいと思えます。

[1]～[4] 所得税法、地方税法及び各市町村の例規等を参考に作成